

三鷹市職員を募集中 (経験者採用)



☎職員課 ☎0422-29-9166

| 職種 | 一般事務 | 一般事務(福祉職) | 土木技術 | 建築技術 | 電気技術 | 保育士 | 栄養士 | 保健師 |
|----------------|---|-----------|------|------|------|-------|------|------|
| 募集人数 | 10人程度 | 5人程度 | 5人程度 | 5人程度 | 5人程度 | 15人程度 | 5人程度 | 5人程度 |
| 勤務時間 | 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (時間、休日は配属先により異なる) | | | | | | | |
| 給与※ (月額初任給) | 326,772円 (同一職種で民間企業などの経験10年の場合。地域手当を含む) | | | | | | | |
| 試験日程 | 一次試験(テストセンター方式)＝ 令和8年5月9日(土)～20日(水)のいずれか | | | | | | | |

※扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当など各種手当あり。経験年数により初任給加算あり。

☎5月6日(水)までに市HPへ

YouTubeで採用PR動画を公開中!

市職員が仕事のやりがいや職場の雰囲気などを語っています。



市税の納税通知書や 証明書などを変更しました



令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度に住民情報システムの標準化を行いました。それに伴い、以下の税目などについて納税通知書や各種証明書などを変更しました。

- 個人市民税・都民税・森林環境税 ●固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税 ●国民健康保険税 ●後期高齢者医療保険料

☎市税の納税証明書について＝納税課 ☎0422-29-9211、個人市民税・都民税・森林環境税について＝市民税課 ☎0422-29-9194、軽自動車税について＝市民税課 ☎0422-29-9193、固定資産税・都市計画税について＝資産税課 ☎0422-29-9197、国民健康保険税について＝保険課 ☎0422-29-9216、後期高齢者医療保険料について＝保険課 ☎0422-29-9219



国民健康保険税を改定しました

子ども・子育て支援納付金課税分以外の保険税の改定はありません

☎保険課 ☎0422-29-9216

国民健康保険(国保)は、加入者の保険税と国・東京都からの支出金などを財源とする制度です。令和8年度は、子育て世帯を支える仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設され、これまでの基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に、子ども・子育て支援納付金課税額を加えて保険税を課税します。8年度の納税通知書は7月中旬に送付します。

※青字は新規。

| 項目 | 課税限度額 | 所得割税率 | 均等割額 | 18歳以上均等割額 | 均等割総額 |
|--------------------|-------|-------|---------|-----------|---------|
| 基礎課税分(医療分) | 66万 | 6.10% | 29,000円 | — | 29,000円 |
| 後期高齢者支援金等課税分 | 26万 | 2.30% | 11,800円 | — | 11,800円 |
| 介護納付金課税分(40～64歳のみ) | 17万 | 1.60% | 13,400円 | — | 13,400円 |
| 子ども・子育て支援納付金課税分 | 3万 | 0.30% | 1,846円 | 98円 | 1,944円 |

※高校生相当年齢以下の人は子ども・子育て支援納付金課税分の均等割額が10割軽減されます。

低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡充

世帯の所得の合計(国保の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の場合、均等割額を減額します。

※赤字は変更点。

| 軽減率 | 変更前(7年度) | 変更後(8年度以降) |
|-----|--|--|
| 7割 | 43万円+10万円×(給与所得者等の数<※1>-1)以下 | 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |
| 5割 | 43万円+30.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数<※2>)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 43万円+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |
| 2割 | 43万円+56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 43万円+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |

※1 給与所得者等とは、給与所得または公的年金等の所得がある方です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療の被保険者に移行した方です。

犯罪防止のためにご活用ください

住宅等防犯対策補助金



☎安全安心課 ☎0422-45-1116

市では、侵入盗などの犯罪を未然に防ぐために、市内の住宅(共同住宅を含む)や店舗、事業所等で、令和8年4月1日以降に実施した防犯対策を対象に、費用の一部を補助します。

☎対象の防犯対策を実施した住宅などの所有者、使用者、管理組合(1つの住宅などにつき、1回限り) ☎5月7日(木)～9年2月26日(金)(消印有効)に申請書類(市HPで入手)などを同課窓口(元気創造プラザ5階)・☎「〒181-0004安全安心課」へ

※7年度に同補助金を受け取った方・世帯などは申請できません。

対象となる防犯対策(一部)

- 防犯カメラの設置
- 防犯性能の高い錠や補助錠の取り付け
- 防犯フィルムの貼り付け
- センサー付きライトの取り付け

※断熱防犯窓は、都の「既存住宅における省エネ改修促進事業」の対象であるため、本事業の対象外です。

補助金の額

防犯対策として支出した実支出額の2分の1(上限25,000円。1,000円未満切り捨て)

※複数の防犯対策を合わせた申請も可(上限額は25,000円)。



令和8年度

狂犬病予防注射のお知らせ



☎環境政策課 ☎0422-29-9612

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。最寄りの動物病院で予防注射を受け、病院で発行される「狂犬病予防注射済証明書」を市民課(市役所1階2番窓口)または市政窓口で提示して「注射済票」(手数料550円)の交付を受けてください。

また、市では5月に集合注射を実施しています。実施会場は市HPでご確認ください。

『狂犬病予防法施行規則』が改正されます

同規則の改正に伴い、下記のとおり変更となります(一部抜粋)。

| 注射済票の年度(色) | 接種日 | 交付期間 |
|------------|-----------------|-----------------|
| 令和7年度(黄) | 7年3月2日～8年3月1日 | 7年3月2日～8年3月31日 |
| 令和8年度(赤) | 8年3月2日～9年3月31日 | 8年3月2日～9年3月31日 |
| 令和9年度(青) | 9年4月1日～10年3月31日 | 9年4月1日～10年3月31日 |

